

浜松市消防団 機能別消防団員の職務及び報酬に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、機能別消防団員の職務及び報酬について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 機能別消防団員の職務(浜松市消防団に関する条例(昭和40年浜松市条例第16号。以下「条例」という。)第3条第3項に規定する消防事務をいう。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 災害防ぎょ活動

(2) 災害警戒活動

(3) その他消防団長が特に必要と認める職務

(報酬)

第3条 報酬額(条例第7条第4項に定める額をいう。)は、年額0円とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から運用する。